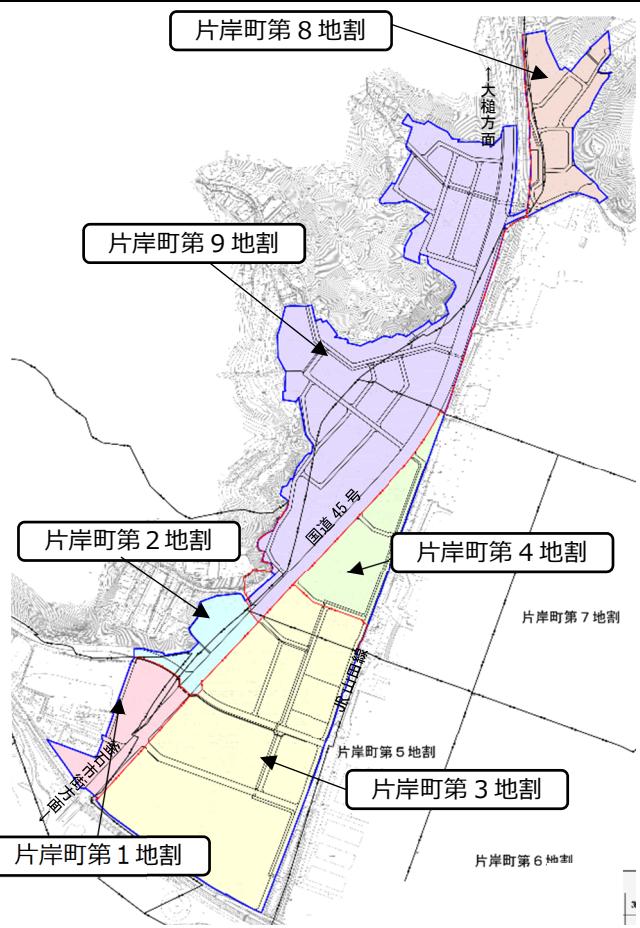


片岸地区



●町名

町名は従来のとおり「片岸町」と「地割」で表記します。

●地割界（町界）

地割界（町界）の位置を新しい道路・水路などの恒久的な施設に合わせるように変更します。

●土地地番

土地地番は従来の地番と重複しないように、「201番」から連番で振り直します。

●住所

土地地番に準じた地番になります。
住所の例：片岸町第8地割234番地

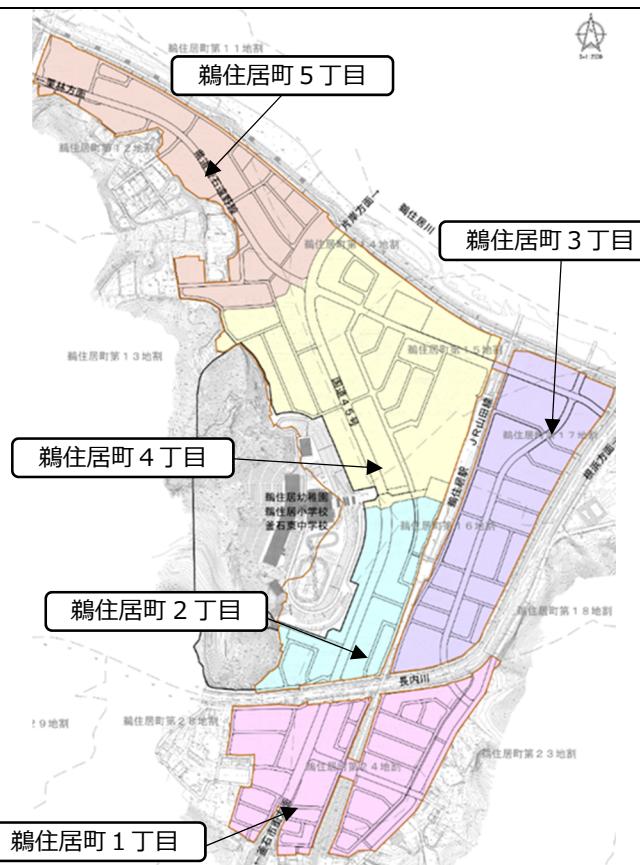
●変更時期

平成31年4月以降を予定しています。

●その他

施行地区外（左の地図の白地の部分）の土地地番及び住所の変更はありません。

鵜住居地区



●町名

新町名を導入し、「鵜住居町」と「丁目」で表記します。

●町界

土地区画整理事業施行地区内を「5つ」の丁目に分割し、新しい道路・水路などの恒久的な施設に合わせるように変更します。

●土地地番

土地地番は施行地区外の地番と重複しないよう街区ごとに100番単位で設定します。

●住所

土地地番に準じた地番になります。
住所の例：鵜住居町1丁目 801番地
鵜住居町1丁目1001番地

●変更時期

平成31年4月以降を予定しています。

●その他

施行地区外（左の地図の白地の部分）の土地地番及び住所の変更はありません。